(様式2)

処分基準 (不利益処分関係)

(新設)

		担当課	水産課	検索番号	1 - 4
法令名	愛媛県漁業調整規則	根拠条項	49-1		
不利益処分	操業責任者の乗組み禁止命令				

(根拠規定)

○愛媛県漁業調整規則(令和2年愛媛県規則第57号)

(操業責任者の乗組み禁止命令)

第49条 知事は、第4条第1項の許可を受けた者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるときは、当該行為をした者が使用する船舶の操業責任者に対し、当該違反に係る漁業に使用する船舶への乗組みを制限し、又は禁止することができる。

2 (略)

(処分基準)

漁業法令違反による許可等の取消し等に同じ。

(その他)